

## 函館市新エネルギーシステム等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 函館市新エネルギーシステム等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、函館市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新エネルギーシステムを導入する市内の個人もしくは中小企業・小規模事業者等または電気自動車およびプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）を購入する市内の個人に対し、補助金を交付することにより、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮したエネルギーの活用および当該エネルギーに関する市民意識の醸成を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模事業者等 函館市内に事業所を所有するまたは新エネルギーシステム導入時において事業所を所有する予定があり、かつ別表1に掲げる業種分類の事業を営むものとする。
- (2) 新エネルギーシステム 第4号から第7号までに掲げるものをいう。
- (3) 新エネルギーシステム等 新エネルギーシステムおよび電気自動車等をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムをいい、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器および交流側開閉器等で構成されたもの。

- (5) 定置用リチウムイオン蓄電池 蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池またはリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池とを接続した蓄電池であり、蓄電池部およびパワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。
- (6) 家庭用燃料電池（エネファーム） 燃料電池ユニットならびに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるシステムであること。
- (7) ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモ） 都市ガスまたはLPガスを燃料として発電し、発電時の発生熱の供給を可能としたガスエンジン発電ユニットからなるシステムであること。
- (8) 電気自動車（EV） 車載バッテリーに充電を行いモーターを動力として走行する、エンジンを使用しない自動車であること。
- (9) プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 電気を外部電源から直接バッテリーに充電することができるハイブリッド車（2以上の動力源を備えている車）であること。

（補助対象設備）

第4条 補助対象となる新エネルギーシステム等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助対象設備は、導入前において使用に供されていないものとする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位切り捨て）が2kW以上50kW未満の小出力発電設備であること。

- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池
  - (3) 家庭用燃料電池（エネファーム） 小出力発電設備（10 k w未満）であること。
  - (4) ガスエンジンコージェネレーションシステム（コレモ）  
小出力発電設備（10 k w未満）であること。
  - (5) 電気自動車（EV） 令和4年4月1日以降に売買契約を締結し、初度登録（未登録）をしたものであり、改造車でないこと。
  - (6) プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 令和4年4月1日以降に売買契約を締結し、初度登録（未登録）をしたものであり、改造車でないこと。
- 2 同一敷地内に導入する発電設備（既設発電設備を含む）の最大出力の合計値が50 k w以上である場合は、この要綱に基づく補助申請を行うことができない。
- 3 本市が実施する他の補助金等の交付を受けた、または受けようとする補助対象設備については、この要綱に基づく補助申請を行うことができない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象者となるものは、新エネルギーシステムについては、次の第1号および第2号に掲げる個人または第3号および第4号に掲げる中小企業・小規模事業者等とし、電気自動車等については、次の第5号に掲げる個人とする。また、個人においては、実績報告書を提出する時点において、本人または生計を一にする家族が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている市民であることとし、中小企業・小規模事業者等においては、別表2に示す事業や社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為またはそれに結びつくもしくは引き起こす、など）を行っていないものとする。

なお、いずれも本市に課税された市税のうち、納期限が過ぎた市税に未納の額がないものとする。

(1) 自ら居住する住宅または敷地内（市内に存するものに限ることとし、敷地内の自ら所有する構築物を含む。次号においても同じ。）に補助対象設備を導入する者

(2) 自ら居住するための住宅の建築に併せ、当該住宅または敷地内に補助対象設備を導入する者

(3) 中小企業・小規模事業者等で所有権を有する市内の事業所に補助対象設備を導入するもの。

(4) 中小企業・小規模事業者等で自ら使用して事業活動を行う前号の事業所の建築に併せ、補助対象設備を導入するもの。

(5) 自ら使用する自家用自動車（自動車検査証の使用者に個人の氏名が記載されており、かつ、使用の本拠の位置が市内にある場合に限る。）として電気自動車等を購入する者。（リースによる導入を除く。）

2 前項第1号および第2号の場合において、当該本人が単身赴任その他特別な理由により当該住宅に居住できない場合において、当該本人と生計を一にする家族が当該住宅に居住するときは、前項に掲げる要件に該当したものと見なす。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、同表の補助金額について予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の申請）

第8条 補助金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、申請書を市長に提出するものとする。

(1) 新エネルギーシステムの導入に係る補助金の交付を受け

ようとする場合にあっては、補助対象設備設置工事の着手  
および建売における建物の引渡しの前日

(2) 電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けようとする  
場合にあっては、初度登録日または車両の購入に係る支払  
が完了した日のいずれか遅い日（購入完了日）の翌日から  
起算して90日を経過する日または補助金の交付を受けよ  
うとする年度の3月31日のいずれか早い日

2 新エネルギーシステムの導入に係る補助金の交付を受けよ  
うとする者は、第1号様式の申請書に、次に掲げる書面を添  
付しなければならない。

(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約  
書または見積書の写し

(2) 補助対象経費内訳書（第3号様式）

(3) 工事着手前の現況写真

(4) 導入する場所の地図

(5) 導入する補助対象設備のパンフレット

(6) 導入か所が自己で所有する土地または建物であることを  
示す書類（新築工事の場合は不要）

(7) その他市長が必要と認める書類

3 電気自動車等の購入に係る補助金の交付を受けようとする  
者は、第2号様式の申請書兼実績報告書に、次に掲げる書面  
を添付しなければならない。

(1) 経費の内訳が明記されている売買契約書または自動車注  
文書等の写し

(2) 補助対象経費内訳書（第4号様式）

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の  
写し

(4) 自動車検査証の写し

(5) 補助対象設備の写真

(6) 申請者の世帯全員の住民票

(7) 申請者に市税の滞納がないことの証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

4 新エネルギーシステムを導入する場合、申請者は、補助金の交付決定が行われるまでは、補助対象設備設置工事の着手および建売における建物の引渡しを受けてはならない。

5 補助金の交付の対象となる個人または中小企業・小規模事業者等において、補助金の申請ができるのは、同一年度内に別表3の区分に応じ、それぞれ1回とする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を規則共通第5号様式または規則共通第6号様式により申請者に通知するものとする。また、前条第3項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を規則共通第5号様式または第7号様式により申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ第5号様式の取下書または規則共通第8号様式を提出し、規則共通第10号様式による市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を補助事業の完了後5年間保管すること。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業を完了したとき（新エネルギーシステムを導入した場合に限る。）は、完了の日から起算して30日以内に、第6号様式の実績報告書を市長に提出しな

ければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の導入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (3) 補助対象経費内訳書（第3号様式）
- (4) 補助事業者が個人の場合においては世帯全員の住民票，  
補助事業者が中小企業・小規模事業者等の場合においては，  
補助対象設備を導入した建物が自己の所有する建物であることを示す書類
- (5) 補助事業者に市税の滞納がないことの証明書
- (6) 第4条第1項第1号の太陽光発電システムにあっては，  
太陽電池モジュールの製造番号，出力特性を示す書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定および交付)

第12条 市長は、第8条第3項または前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その額を第7号様式または規則共通第12号様式により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。  
(補助金の交付の条件)

第13条 補助事業者は、自らの責任のもとに、補助対象設備を適正に維持管理し、継続稼働させるものとし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間については、市長の承認を受けずに取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれらに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、当該補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項および第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、規則共通第10号様式により通知するとともに、取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況報告および調査)

第15条 市長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助対象設備の契約状況等の調査および補助対象設備の使用状況、帳簿その他の必要な事項について、補助事業者に報告させ、または職員に現地調査を行わせることができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

業種分類	定義
① 製造業, 建設業, 運輸業	資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社および個人事業主。
② 卸売業	資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人事業主。
③ サービス業 (旅館業を除く)	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人事業主。
④ 小売業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社および個人事業主。
⑤ 旅館業	資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社および個人事業主。
⑥ 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者

※ 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

別表 2 (第 5 条 関係)

業種分類	左記の業種分類のうち，補助対象とならない事業
不動産業	投機的取引を行っている土地ブローカーなど
興信所	専ら個人の身元調査等を行う探偵業など
娯楽業	風俗関連営業，パチンコホール，競輪・競馬等に係る事業など
旅館業	モーテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
民間職業紹介業	芸妓周旋業
その他の業種	宗教団体，政治・経済・文化団体，非営利的団体，公務，集金業，取立業，学校法人

別表 3 (第 6 条，第 7 条 関係)

補助対象設備	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	太陽電池モジュール，架台，電力変換装置（パワーコンディショナー等）および付属機器（接続箱，直流側開閉器および交流側開閉器をいう。）ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5 万円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池本体，電力変換装置（パワーコンディショナー等），その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5 万円
家庭用燃料電池（エネファーム）	燃料電池ユニット，貯湯ユニット，リモコン，配管ならびに設置工事（配線や電気工事など）に要する経費。	5 万円

ガスエンジン コージェネレ ーションシス テム(コレモ)	ガスエンジン発電ユニット, リモコン, 配管ならびに設置工事(配線や電気工 事など)に要する経費。	5万円
電気自動車 (EV)	車両本体に要する経費。	10万円
プラグインハ イブリッド自 動車 (PHEV)	車両本体に要する経費。	10万円